



スクラップ・ヤード規制に係る検討事項と論点整理

令和8年7月27日

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制担当参事官室

本検討会開催の背景と検討事項

背景

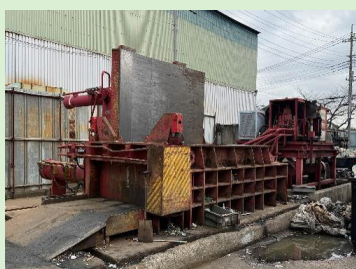
1. 第221回国会での審議を経て、6/19に「**廃棄物処理法等の一部を改正する法律**」が公布。
2. 使用済みの金属・プラスチック物品の保管等をする事業者に対して許可制度を導入。
3. スクラップヤードでの騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障の防止・是正が必要な一方、**資源循環の輪において重要な役割**を担っている適正な保管・再生業者への配慮も必要。

本検討会での主な検討事項

1. 生活環境の保全のための**保管、再生の基準**の設定
2. 再生から除かれる**完成品の製造における工程**、使用済金属・プラスチック物品の定義から外れる物品（**再生原料**）の明確化

<許可対象となる事業>

- ◆**保管**（譲渡のためのもの） ◆**再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ①事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

<許可基準の例> ※詳細は政省令で定める

- ・事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること
- ・事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- ・申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- ・申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

<基準等の遵守の義務付け>

- ・**保管、再生の基準**の遵守
- ・帳簿の作成 等

⇒ **自治体や事業者団体の意見等を勘案し、具体的な規制基準等を定めていく。**¹

検討事項 1 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について

1. 「廃棄物処理法（廃棄物や有害使用済機器）」やいわゆる「スクラップヤード条例」を参考にしつつ、どのような基準とすべきか。
2. 使用済みの金属・プラスチック物品（鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、家電4品目など）の特性に応じた適切な基準とはどのようなものか。

ポイント

- ① 物品ごとに、保管業・再生業の実態に即して合理的な基準を定めること。
- ② 都道府県等による事務執行に当たり、基準遵守の判断に必要な情報を示すこと。

検討事項 2 「完成品の製造工程」、「再生原料」について

1. 素材や製品ごとの「完成品の製造工程」、「再生原料」をどのように定義すべきか。
2. 公的な規格や第三者機関による認証などを活用できないか。

ポイント

- ① 事業者、都道府県等の認識に差異が生じない定義とすること。
- ② 規制対象が生活環境保全上の観点から必要な範囲となること。
- ③ 都道府県等による事務執行に当たり、「完成品の製造工程」、「再生原料」の判断に必要な情報を示すこと。

第1回

ヤードにおける保管・再生基準の整理

- ① 廃棄物処理法や条例に基づく保管基準等を参考としつつ、基準を検討
- ② 使用済鉛蓄電池と家電4品目に係る基準等の方向性を検討

第2回 (ヒアリング)

自治体と事業者団体からのヒアリング

- ① 自治体（基準遵守の判断材料に必要な情報）
- ② 事業者団体（物品の保管、再生の実態）

第3回以降



ヤードにおける保管・再生基準の整理

- ① 物品の特性に応じた適切な基準の整理（使用済鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、家電4品目など）
- ② 保管、再生の基準に係る政省令の内容に関する整理
- ③ 政省令の内容を踏まえたガイドラインの内容に関する整理
- ④ その他、明確化すべき技術的事項

完成品の製造工程等の定義の整理

- ⑤ 「完成品の製造工程」、「再生原料」を明確化するための情報の整理
- ⑥ 公的な規格や第三者機関による認証の活用に係る検討

年度内を目途に検討結果を取りまとめ

～政省令の公布、ガイドラインの策定へ～

政省令の規定事項とガイドラインの構成案

政省令事項について

政令事項

- ① 保管業者が遵守すべき使用済金属・プラスチック物品の保管に関する基準
- ② 再生業者が遵守すべき使用済金属・プラスチック物品の再生・保管に関する基準
- ③ 使用済金属・プラスチック物品の保管業又は再生業の許可を要しない使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生及び保管の用に供する事業場の敷地面積の上限
- ④ 使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生及び保管を適正かつ確実に行うことができる者（許可不要の者）
- ⑤ 使用済金属・プラスチック物品の保管業又は再生業の許可の更新期間
- ⑥ 罰金刑を受けた場合に欠格要件とする生活環境の保全を目的とする法令
- ⑦ 欠格事由の審査対象とする使用人
- ⑧ 政令で定める市の長が行うこととすることができる都道府県知事の権限に属する事務
- ⑨ 都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うことができる市の長 等

省令事項

- ① 帳簿への記載事項
- ② 帳簿の保存方法
- ③ 保管業又は再生業の許可の申請事項、許可証等
- ④ その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものの基準
- ⑤ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者
- ⑥ 都道府県知事へ届け出る必要のある変更事項、届出方法
- ⑦ 欠格事由に該当した旨の届出方法
- ⑧ 立入検査をする職員の身分を示す証明書
- ⑨ 命令書の記載内容
- ⑩ 環境衛生指導員となるための要件
- ⑪ その他政令からの委任事項 等

保管業・再生業に関するガイドライン（仮称）

（目次イメージ）

- 1. はじめに
 - 2. 規制対象となる物品
 - 3. 保管業・再生業
 - 4. 保管基準、再生・保管基準
 - 5. 維持管理（帳簿管理）
 - 6. 許可申請手続
 - 6.1 適用除外
 - 6.2 みなし許可
 - 6.3 申請手続の流れ
 - 7. 立入検査等
 - 付録Ⅰ 適正な事業場の事例
 - 付録Ⅱ 申請様式記載例
 - 付録Ⅲ 帳簿記載例
- 主な課題・背景、法改正の目的
 - 物品の定義
 - 対象事業・事業者、みなし許可対象事業者
 - 囲いの設置、掲示措置、保管物の高さ制限、飛散流出・地下浸透・汚水流出・騒音振動・火災発生防止の防止措置、分別保管の措置等
 - 帳簿記載事項
 - 小規模事業者、国／自治体、完成品製造者
 - 許可みなし事業者の事業範囲
 - 必要書類一覧
 - 立入検査等の考え方

スクラップヤードの保管基準・再生基準のイメージ

保管物の高さの制限

(飛散・流出防止／火災発生防止措置)

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大〇m等）

飛散・流出防止措置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

分別・保管措置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

火災発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔〇m以上、保管面積〇m²以下等）

汚水流出防止措置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

掲示措置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（〇cm×〇cmの掲示板等）

地下浸透防止措置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動防止措置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

検討事項 1

使用済金属・プラスチック物品の
保管・再生基準について

自治体と事業者団体からのヒアリングについて



➤ 令和 7・8 年度、自治体及び事業者団体からヒアリング

鉛精錬団体からのヒアリング（令和 7 年11月実施）

- ① 鉛精錬 3 事業者団体を対象。
- ② 「使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針」を有価の使用済鉛蓄電池への適用に関する課題について、ヒアリング。

自治体からのヒアリング（令和 8 年 6 月～7 月実施）

1. 条例制定自治体

- ① 茨城県、埼玉県、千葉県、さいたま市、千葉市、越谷市の計 6 団体からヒアリングを実施。
- ② 指導・監督等の実績、事故・苦情の件数推移、不適正スクラップヤードの減少・その理由、条例運用の課題、行政事務負担の変化要因、制度設計時の主要論点、警察・消防との連携などを中心にヒアリング。

2. 条例未制定自治体

- ① 条例を制定していない自治体17団体からヒアリングを実施。
- ② スクラップヤードの増減、生活環境支障の発生、苦情対応の負担、法制化に対する事務負担の増加などを中心にヒアリング。

- **いただいた御意見も参考にし、各基準等を検討。**
- **保管、再生・保管業者に係る団体からのヒアリングも実施予定。**

保管基準・再生基準について

	廃棄物※1	有害使用済機器	条例の規制対象物※2
囲いの設置	○	○	○
掲示板の設置	○	○	○
飛散・流出防止			
保管の高さ	○	○	○
土壌・地下水汚染防止	○	○	○
生活環境の保全 (悪臭、騒音、振動)	○	○	○
火災・延焼防止	-	○	○
公衆衛生の保全等 (害虫対策)	○	○	○
保管期間	○	-	-
特記事項	対象物（特定家庭用機器廃棄物、石綿含有廃棄物、水銀使用製品廃棄物等）、処分方法（焼却、熱分解）ごとの処分基準	- 特定家庭用機器に該当する品目の処分基準 - 焼却、熱分解、埋立処分、海洋投入処分の禁止	

※1 産業廃棄物の保管又は処分（再生を含む。）に関する基準

※2 定められている条例があれば○としている

囲いの設置

1. 保管等の**事業場所の範囲を明確化**するとともに、**みだりに立ち入ることを制限**するため、**囲いの設置**を規定してはどうか。
2. 保管する物品の荷重が直接囲いにかかるおそれがある構造である場合には、さらに**飛散・流出防止の観点**から、**構造耐力上安全であることを求めて**はどうか。
3. なお、多くの条例で**有害使用済機器と同様の基準**を定めている。

廃棄物処理法政省令 (有害使用済機器関連)

施行令第十六条の三

- **周囲に囲い**を設置
- 荷重がかかる場合、**耐力上安全な囲い**を設置

スクラップヤード条例 (施行規則含む)

【埼玉県、千葉県、山梨県、千葉市、さいたま市、常陸大宮市、袖ヶ浦市、綾瀬市、羽曳野市】

有害使用済機器の基準と同様

自治体ヒアリングでのコメント



A市

囲いは鉄板塀とするよう指導している。
現在の条例の規定で問題なく運用している。

囲いが作業場の壁を兼ねているケースが多く、また、盗難防止の観点からも、安全性の高い堅牢な囲いを設けている。



B市



囲いの設置

掲示板の設置

1. 使用済金属・プラスチック物品の**保管等の場所であることを周知**するため、掲示板を**見やすい場所に設置**することを規定してはどうか。
2. 記載項目は、**保管や再生する物品の情報**や**管理者の情報**に加えて、**許可番号等**も項目として規定してはどうか。
3. なお、多くの条例で**有害使用済機器と同様の基準**を定めている。

➤ 掲載項目のイメージ

		廃棄物処理法 (有害使用済 機器関連)	スクラップヤード条例※
設置 場所	見やすい場所へ設置	施行令 第十六条の三	全条例制定自治体
大きさ	縦横60cm以上	施行規則 第十三条の五	福島県、茨城県、埼玉県、山梨県、さいたま市、千葉市、越谷市、 常陸大宮市、袖ヶ浦市、綾瀬市（縦横90cm以上：千葉県）
記載 項目	品目		福島県、茨城県、袖ヶ浦市、綾瀬市（種類のみ掲載：埼玉県、 千葉県、さいたま市、川口市、越谷市、羽曳野市）
	保管物の高さのうち最高のもの		福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、綾瀬市
	管理者の氏名・連絡先		茨城県、山梨県、さいたま市、千葉市、常陸大宮市
	事業場の用途		全条例制定自治体
	許可の年月日・許可番号	—	福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、さいたま市、川口市、越谷市、 千葉市、常陸大宮市、袖ヶ浦市

※ その他、各条例独自に許可期間、設置者・責任者・事業者の情報、所在地の情報、平面図、作業時間等を規定

保管高さ：容器なし①（飛散・流出防止/火災発生防止）

1. 屋外で保管する場合に、**周辺環境への飛散・流出、火災を防ぐため**、保管方法に関する規定を設けてはどうか。
2. 特に、**金属スクラップとプラスチックスクラップが混在し、電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合には、自らの荷重による自然発火のおそれがあるため、保管高さの上限、例えば最大5mとして**はどうか。
3. 例えば、**金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみの単一素材の物品を保管する場合には保管高さの上限を設ける必要はない**のではないかと。

廃棄物処理法 （有害使用済機器届出関連）

施行規則第十三条の六

屋外で容器を用いずに保管する場合、**高さは最大5m※を超えないように**すること

※ 囲いへの荷重負荷によって高さの最大値が可変

スクラップヤード条例 （施行規則含む）

【茨城県、千葉市、越谷市、常陸大宮市、袖ヶ浦市】

有害使用済機器の基準と同様

【埼玉県、千葉県】

金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみ保管する場合、保管物の高さ上限なし（囲いより50cm低い点が上限）※

※ その他の事項は、有害使用済機器の基準と同様

自治体ヒアリングでのコメント



A県・B県

金属又はプラスチックの単一保管の場合、高さの上限値を求めているが、**安全上の課題は出ていない。**



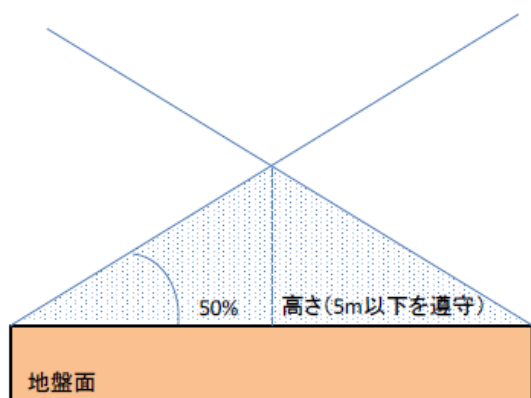
B市

屋内保管の場合、**建物の高さまでしか保管できない**ため、高さは安全上の問題とはなりづらいのではないかと。

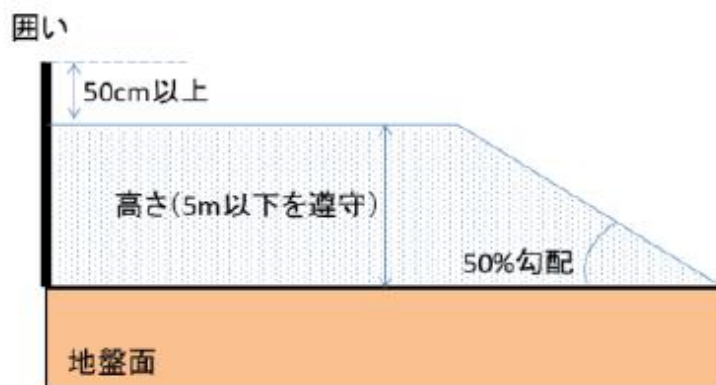
保管高さ：容器なし②（飛散・流出防止）

屋外で保管する場合には、崩落や敷地外への流出を防ぐため、保管物の**囲いへの接し方**によって、適切な保管方法を示してはどうか。

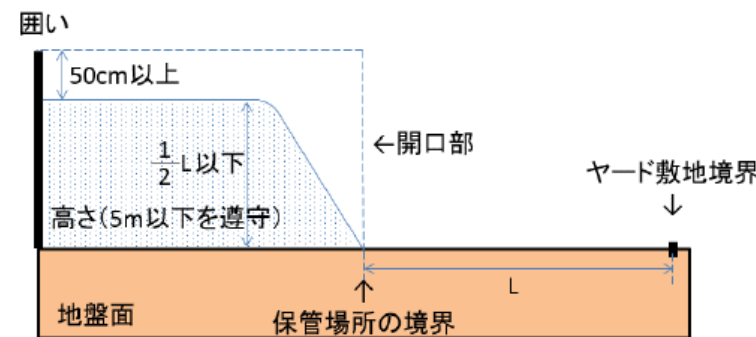
- ①「**堅牢な囲いに接しない場合**」は、水平面に対して**50%の勾配**としてはどうか。
- ②「**一方が堅牢な囲いに接する場合**」は、堅牢な囲いに接する面について、**壁の上辺から垂直に50cm下がった高さ**、又は**5m（電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合）**のうち、**低い方**を保管の最大高さとしてどうか。
- ③「**三方が堅牢な囲いに接する場合**」は、②に加えて、**囲いに接していない面の境界線と敷地境界線までの水平距離の1/2**に相当する保管高さ以下とする場合は、**勾配規定の適用を除外**してはどうか。



① 堅牢な囲いに接しない場合



② 一方が堅牢な囲いに接する場合



③ 三方が堅牢な囲いに接する場合

注：金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみ保管する場合には高さの上限は設けない。14

保管高さ：容器あり（飛散・流出防止）

1. 容器を用いて屋外で保管する場合であっても、容器を用いずに保管する場合と同様に**保管高さの上限、例えば最大5m**としてはどうか。
2. 容器入りの物品や中身が詰まったフレコン、ダイス状に圧縮した金属など**安定、直立して保管する場合**には、**勾配規定の適用を除外**してはどうか。

埼玉県の利用例

- ① 圧縮処理した後の金属がダイス状であり、直立していれば容器保管と同様と判断。
- ② 安定して保管できるのであれば、パレットは容器や直立するものに含まれる。
- ③ パレットを積み上げて保管する場合、崩れる可能性があれば50%勾配を付けて保管。
- ④ フレコンは中身が詰まった状態である等、常に安定して立つ状態であれば容器による保管と判断。



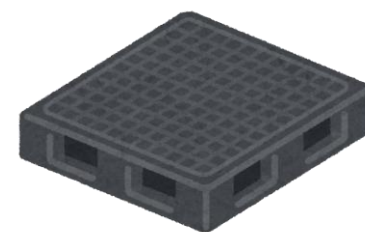
金属コンテナ保管



金属圧縮保管



フレコン保管



フレコン間にパレットを挟んで、直立、安定させて保管している場合あり。

油水分離装置の設置等（汚水流出防止・地下浸透防止）

1. 保管等の際に、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、**公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合**には、地下浸透を防止するための**コンクリート敷設**、汚水の流出を防止するため、**油水分離装置**や**排水溝の設置**を規定してはどうか。
2. なお、多くの条例で**有害使用済機器と同様の基準**を定めている。

廃棄物処理法
（有害使用済機器届出関連）

施行令第十六条の三

- ・保管場所底面を**不浸透性材料**で覆う
- ・**油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設ける**
（上記、汚水が生じるおそれがある場合に措置）

スクラップヤード条例
（施行規則含む）

【福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、さいたま市、千葉市、越谷市、常陸大宮市、袖ヶ浦市】

有害使用済機器の基準と同様

自治体ヒアリングでのコメント



A市、B県、
B市、C県、C市

条例施行後、土壌・水質汚染に関する報告はない。



油水分離装置

生活環境保全（騒音・振動防止／公衆衛生対策）

1. 保管等の際に、物品の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による**騒音・振動を防止**するため、**生活環境保全上の悪影響を及ぼさない措置等**を規定してはどうか。
2. 事業場内を衛生的に管理し、**ねずみ、害虫等が発生しないようにする措置等**を規定してはどうか。

廃棄物処理法 (有害使用済機器届出関連)	スクラップヤード条例 (施行規則含む)
施行令第十六条の三 騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置	【全ての条例制定自治体】 有害使用済機器の基準と同様
施行令第十六条の三 ・保管に伴う悪臭の 発散防止措置 ・ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする措置	【福島県、茨城県、千葉市、さいたま市、越谷市、常陸大宮市、袖ヶ浦市】 有害使用済機器の基準と同様

自治体ヒアリングでのコメント



C市

条例施行後、騒音の苦情がなくなった事業場あり。

防音対策として防音壁の設置



区分保管・保管面積の制限（火災・延焼防止）

1. 保管等の際に、**金属スクラップとプラスチックスクラップが混在し、電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合**、火災発生源となる物品への衝撃等に起因する**火災と延焼を防止**するため、**区分保管、保管面積の制限等の措置を規定してはどうか。**
2. 例えば、**金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみの単一素材の物品を保管する場合**には**区分保管、保管面積の制限等を設ける必要はないのではないか。**

廃棄物処理法
（有害使用済機器届出関連）

施行規則第十三条の八

- ・他物品と区分して保管
- ・火災のおそれがある物品（電池・潤滑油等）の適正な回収・処理
- ・保管単位面積は**200㎡以下**、保管単位の間隔は**2m以上確保**（仕切りがある場合は間隔不要）

スクラップヤード条例
（施行規則含む）

【福島県、茨城県、埼玉県、千葉県※、さいたま市、越谷市、常陸大宮市、袖ヶ浦市、羽曳野市※】

※ 区分保管の定めなし

有害使用済機器の基準と同様

仕切りの設置



自治体ヒアリングでのコメント



A県

保管単位ごとに距離を確保していたことで**延焼を回避**。



B県、C県

条例施行後、延焼度合が抑制されており、**火災規模の抑制に寄与**。

その他検討事項

帳簿の記載事項

1. 事業場における**物品の受入元・搬出先の把握**や**適正な管理を促す**ため、**受入・搬出に係る情報**を規定してはどうか。
2. なお、多くの条例で**有害使用済機器と同様の内容**を定めている。

➤ 帳簿記載事項のイメージ

	帳簿記載事項	備考
保管	受入・搬出年月日	使用済金属・プラスチック物品を受入・搬出年月日を記載。
	受入品目・搬出品目	使用済金属・プラスチック物品の品目ごとに記載。
	受入元・搬出先	複数の受入元・搬出先がある場合は、全て記載。
	受入量・搬出量	複数の受入元・搬出先がある場合は、受入元・搬出先ごとに記載。
再生	再生年月日	使用済金属・プラスチック物品を再生した年月日を記載。
	再生方法	受け入れた使用済金属・プラスチック物品の再生の方法を記載。 (破碎(切断)、圧縮等)
	再生量	再生した使用済金属・プラスチック物品の量を記載。
	再生品目	再生した使用済金属・プラスチック物品の品目を記載。
	残渣等の搬出年月日	使用済金属・プラスチック物品を再生した後の残渣等の搬出年月日を記載。
	残渣等の搬出先・ 搬出品目	使用済金属・プラスチック物品を再生した後の残渣等について、搬出先と品目を記載。 複数の搬出先がある場合は、品目ごとに全ての搬出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミ」、「銅」等の搬出物品の品目名で記載。
	残渣等の搬出量	使用済金属・プラスチック物品を再生した後の残渣等の搬出量を記載。

保管業の帳簿イメージ



➤ 保管のみ（使用済金属・プラスチック物品を混合状態で受け入れ保管・選別後出荷する場合）

受入れ

(R〇〇年〇〇月)

受入品目	受入年月日	受入元	受入量	取扱方法	備考
機器混合	R〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	パソコン、プリンタ、HDD
パソコン、OA機器	R〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去
携帯電話	R〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管	バッテリーを除去
機器混合	R〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコン、プリンタ、HDD
...	...	...	...		
合計			〇〇kg		

搬出

(R〇〇年〇〇月)

搬出品目	搬出先	搬出年月日	搬出量	備考
小型家電	A社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
パソコン	I社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
携帯電話	U社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
家電混合	E社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
バッテリー	O社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
...	...	...	...	
合計			〇〇kg	

再生業の帳簿イメージ

➤ 保管及び処分・再生（使用済金属・プラスチック物品を混合物を受け入れ、破砕等処理後持ち出す場合）

受入れ

(R〇〇年〇〇月)

受入品目	受入年月日	受入元	受入量	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
混合	R〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	R〇〇.〇〇.〇〇	保管、破砕	パソコン
パソコン、プリンター	R〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	R〇〇.〇〇.〇〇	保管、解体、破砕	バッテリーを除去
携帯電話	R〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	R〇〇.〇〇.〇〇	保管、破砕	バッテリーを除去
混合	R〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	R〇〇.〇〇.〇〇	保管、破砕	バッテリー、蛍光管を除去
...	...	...	...			
...	...	...	...			
合計			〇〇kg			

持出

(R〇〇年〇〇月)

搬出品目	搬出先	搬出年月日	搬出量	備考
基板	カ社	R〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
アルミ	キ社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
銅	キ社	R〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
鉄	キ社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
ダスト	ク社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	R〇〇.〇〇.〇〇	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	R〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
...	...	...	...	
合計			〇〇kg	

1. 許可の更新期間の基本を5年としていることから、許可の有効期間の帳簿管理を担保するため、**毎月末までに記載終了、1年ごとの閉鎖、5年間保存**を規定してはどうか。
2. 多くの条例で、**有害使用済機器と同様の運用**を定めている。

廃棄物処理法 (有害使用済機器届出関連)	スクラップヤード条例 (施行規則含む)
施行規則第十三条の十二 • 事業場ごとに作成し、毎月末までに記載を終了 • 1年ごとに閉鎖 • 事業場ごとに、帳簿閉鎖後5年間保存	【福島県、茨城県、さいたま市、越谷市、袖ヶ浦市】※ ¹ 【千葉県、埼玉県、山梨県】※ ² 有害使用済機器の運用と同様 • 毎月末までに記入を終了、5年間保存※¹ • 1年ごとの閉鎖※²

自治体ヒアリングでのコメント



A県

帳簿の保存期間は、**産業廃棄物として排出された可能性も考慮し、産業廃棄物に関する帳簿と同様に5年間の保存が必要。**



C市

条例で**5年間の許可更新制**としているため、帳簿も**5年分**必要。

適用除外となる面積要件

1. 適用除外となる事業者の**保管や再生の用に供する事業場の面積**は、使用済金属・プラスチック物品の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる「**100㎡を超えない面積**」としてはどうか。
2. 多くの条例で、**有害使用済機器と同様の基準**を定めている。
 - 補足：R7年度自治体実態調査… **100㎡を超えない保管の用に供する面積で生活環境保全上の支障事例なし。**

廃棄物処理法 (有害使用済機器届出関連)	スクラップヤード条例 (施行規則含む)
施行規則第十三条の二 100㎡を超えない面積 の小規模保管の場合は、適用除外	【福島県、茨城県、埼玉県、山梨県、さいたま市、川口市、千葉市、常陸大宮市、袖ヶ浦市、綾瀬市】 有害使用済機器の基準と同様（100㎡を超えない面積）

自治体ヒアリングでのコメント



A県・
A市・B市

面積要件（100㎡を超えない面積は除外）に該当しないよう**事業場を小規模化**したり、**分割申請**したりする事例はない。

保管の用に供する敷地面積が100㎡を超えない事業場では**業として保管すること**は難しく、基準として妥当。



A市・C県

使用済鉛蓄電池と使用済家電 4 品目の 保管等に係る基準

使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針 (H17.3.30)



➤「有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会」での検討結果を取りまとめたもの。

1. 本指針は、**有害物を含んでいる廃棄物**となった鉛蓄電池に関し、廃棄物処理法に沿って、生活環境の保全のために必要となる技術的事項に焦点を当てて取りまとめたもの。
2. 使用済鉛蓄電池が事業活動に伴って廃棄物として排出された場合は、廃棄物処理法の適用を受け、内部の電解液はpH2.0以下の強酸である**特別管理産業廃棄物に該当し**、廃棄物処理法の規定に従った取扱いが必要である。

「有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会」の委員名簿 (50音順)

氏名	所属
井上 雄三	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 最終処分技術研究開発室 室長
関口 俊夫	日本鋳業協会 環境保安部 兼 技術部 担当部長
高岡 昌輝	京都大学 大学院工学研究科 都市環境工学専攻 助教授
富田 雅行	社団法人 日本石綿協会 環境安全衛生委員会 委員長 (ニチアス(株) 技術本部 環境管理室 室長)
名古屋 俊士	早稲田大学 理工学部 環境資源工学科 教授
橋谷 勇治	社団法人 建築業協会 (株)竹中工務店 生産本部 課長環境担当
平井 康宏	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 循環型社会形成システム研究室 研究員
廣末 雅昭	日本鉛協同組合 理事長 (株)大阪鉛錫精錬所 代表取締役社長
松藤 敏彦	北海道大学 大学院工学研究科 環境資源工学専攻・廃棄物資源工学講座 助教授

(協力委員)

氏名	所属
小野 隆司	日本鋳業協会 (三井金属鋳業(株) 環境事業本部)
小辺 良一 南部 彰	社団法人 電池工業会 環境担当 (二次電池) 部長
馬場 寿	財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 調査研究部 部長
福田 道夫	社団法人 日本石綿協会 専務理事
山口 成桂	社団法人 建築業協会

技術指針の主な規定と今後の検討方針①

1. 使用済金属・プラスチック物品に該当する**鉛蓄電池**についても、**本技術指針と同様の基準により保管・再生**を行うこととしてはどうか。
2. 最新の知見を踏まえ、**追加・変更すべき事項**はあるか。

1. 引取り

第2章2.1

- **充電状態を前提に取り扱い、適正かつ安全に対応。**
- 電槽の破損や液漏れがある場合は、**必要な漏液対策**を講ずる。
- 残液確認の上、**漏液のおそれがあるものは石灰等の中和剤を撒いた耐酸プラスチックトレイに載せて、他の使用済鉛蓄電池と分別。**
- ベント形鉛蓄電池は**液口栓が締め付けられていることを確認する。**

2. 保管場所

第2章2.2

- 廃棄物等の保管庫に使用済鉛蓄電池を保管する場合は、他の廃棄物と一緒にならないように**区分**。
- 排出するまでの間、原則として屋内で保管し、床面を**不浸透性の材料**で覆う。
- 屋外で保管する場合、床面を**不浸透性の材料**で覆い、**遮光対策、雨水対策としてシートを掛ける等の措置を講ずる。**

技術指針の主な規定と今後の検討方針②



3.保管方法

第2章2.3

- 床に置く場合には、**原則平置き**。
- 棚等に保管する場合には、転倒防止・落下防止措置を講じ、**人の目の高さより低い場所**に保管。
- 積み重ねる場合は、**転倒・落下防止措置**を講ずる（段ごとに緩衝材を使用し、**3段重ね以下**とする）。
- **端子部は絶縁措置**を実施。

4.収集運搬

第3章3.1

- 収集量が多い場合には、輸送用パレット、又は網カゴを用いて収集。
- バラ積みは原則**平積み**。重ねる場合は転倒防止の上、**あおり※**から使用済鉛蓄電池が出ない高さ以下。
- **中和剤を常備し、荷台等は耐酸仕様**とすることが望ましい。
- パレット等を用いる場合、**遮光・雨水対策としてシート掛け等**を実施。

※ 荷台の周囲を囲む部分のこと（貨物落下防止用板）

5.解体工程

第4章4.3

- 解体場所の床は、**丈夫な構造かつ耐酸性を有し、廃電解液の流出・地下浸透を防止**。
- 解体作業時は、**適切な解体装置**を使用するとともに、**保護具を着用**。

事業者団体からのヒアリング：懸念事項

- ① 引取り時・排出まで保管時の**絶縁措置**、② **残留液量の確認**、③ **液口栓の締め付け状況の確認**、④ **屋内保管**、⑤ **保管時の平置き**に関しては、一部対応できていない状況を確認。

使用済家電4品目の保管・再生基準

1. 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の特定家庭用機器（家電4品目）に含まれている**油や鉛、水銀、ヒ素、アンチモン**の**溶出防止**に加えて、エアコン等の冷媒に当たる**フロン**の**適切な回収などの措置**を規定してはどうか。
2. 有害使用済機器である家電4品目の再生等の方法（**環境省告示第10号※**）に**準じた措置**としてはどうか。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法

有害性、発火性が高い物質を含む機器・部品の概要

機器		部品等	有害物質の種類	備考
エアコン	エアコン	冷媒	フロン類	オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から冷媒に使用されているフロン類について適切に回収・破壊する必要がある。
		コンプレッサー・モーター	油	油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管する必要がある。
テレビ	ブラウン管テレビ	ブラウン管	鉛	ブラウン管に含まれる鉛ガラスからの鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	液晶テレビ	蛍光管（バックライト）	水銀	破損等を防ぐよう専用容器による保管する等取扱いに留意が必要である。 なお、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要がある。
		液晶パネル	ヒ素、アンチモン	液晶パネルのガラスでヒ素やアンチモンを含むものは、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	プラズマテレビ	プラズマディスプレイ	鉛	プラズマディスプレイに含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍庫	冷媒、断熱材	フロン類	オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から冷媒・断熱材に使用されているフロン類について適切に回収・破壊する必要がある。
		コンプレッサー・モーター	油	油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管する必要がある。
洗濯機	洗濯機・洗濯乾燥機	冷媒（乾燥機の一部に使用）	フロン類	オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から冷媒に使用されているフロン類について適切に回収・破壊する必要がある。

今後、明確化すべき技術的事項

今後、明確化すべき技術的事項

1. 「完成品の製造工程」、「再生原料（卒業品）」

個々の物品や製造業の実態を踏まえ、「再生から除かれる完成品の製造における工程」と「使用済金属・プラスチック物品の定義から外れる物品（再生原料）」の判断ポイントと判断材料の整理が必要

2. いわゆるサテライトヤード

再生業や製造業の実態を把握した上で、保管場所と再生のための施設や製造施設が離れている場合において、許可対象となる範囲について考え方の整理が必要

3. 使用済物品になるタイミング

リユース品、有価で下取りした物品、交換した機器等など和使用済物品の関係を明示しておくことが必要

4. 屋外保管

基準の適用において屋外と概念される施設構造の考え方を明示にしておくことが必要

5. 保管業と再生業に該当する行為

「譲渡のための保管」に該当しない保管として、例えば、「寄託を受けた保管」など、また、再生業に含まれる選別行為の考え方などについて明示しておくことが必要

6. 生活環境保全上の条件

許可条件として付することができる生活環境保全上の条件として想定される事項について例示すること等により明示しておくことが必要

など

➤ その他の点も含め、今後、ガイドライン等で示すべき技術的事項を整理していく。 31